

公益財団法人全国競馬・畜産振興会

役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給に関する規程

(平成 25 年 8 月 1 日 会長達第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人全国競馬・畜産振興会（以下「振興会」という。）定款第 13 条及び第 28 条の規定に基づき、常勤役員、非常勤役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 常勤役員の報酬は、本俸及び役員手当とし、その月額は別表 1 のとおりとする。

2 非常勤役員に対し支給する報酬は、理事会及び評議員会（web 会議、テレビ会議、電話会議等により開催し場合も含む。以下同じ）への出席謝金、非常勤監事が監査業務に従事した際の謝金又はその他の振興会の業務のために出勤した際の謝金とし、その日額は別表 2 のとおりとする。

3 評議員に対し支給する報酬は、評議員会への出席謝金又はその他の振興会の業務のために出勤した際の謝金とし、その日額は別表 3 のとおりとする。

4 前 2 項の規定のほか、非常勤役員及び評議員に対し、決議の省略により理事会又は評議員会を実施した場合等であつて、会長が特に必要と認める場合に謝金を支給することができる。その日額は別表 4 のとおりとする。

5 前 3 項の規定にかかわらず、現に他から報酬を受ける非常勤役員及び評議員に対しては、報酬を支給しないことがある。

(報酬の支給方法)

第 3 条 役員等に対する報酬は、所得税法その他の税法による税金、社会保険に関する個人負担金を控除した残額に相当する金額を現金で支給する。

2 常勤役員に対する報酬の支給日は、毎月 16 日（その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日）とする。

3 非常勤役員及び評議員に対する報酬については、理事会及び評議員会への出席等の都度支給する。

(常勤役員の報酬の計算)

第 4 条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給し、退任したときには、その日まで報酬を支給する。

2 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

3 第 1 項の報酬の支給額の計算は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として行うものとする。

(慰労金)

第5条 常勤役員が退任した場合は、別に定めるところにより慰労金を支給することができる。

(費用)

第6条 第2条に定める報酬及び前条に定める慰労金のほか、役員等に対しては、通勤交通費、旅費等の費用を支給することができる。

2 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(端数の処理)

第7条 第2条に規定する報酬及び第5条に規定する慰労金を支給する際に生じた円未満の端数の整理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の規定の例による。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則（平成25年8月1日 会長達第2号）

(施行期日)

1 この規程は、振興会が公益認定を受け、移行の登記をした日（以下「登記日」という。）から施行する。

(廃止規程)

2 財団法人全国競馬・畜産振興会常勤役員の報酬等の支給に関する規程（以下「旧規程」という。）は、登記日をもって廃止する。

附 則（平成26年6月30日 会長達第4号）

(施行期日)

1 この規程は、平成26年6月30日から施行する。

2 この規程による改正後の公益財団法人全国競馬・畜産振興会役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成26年6月1日から適用する。

(報酬の内払)

3 前項の場合において、改正前の公益財団法人全国競馬・畜産振興会役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成27年4月15日 会長達第3号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 15 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公益財団法人全国競馬・畜産振興会役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 27 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 6 月 8 日 会長達第 2 号）

(施行期日)

- 1 この通達は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 15 日 会長達第 1 号）

(施行期日)

- 1 この通達は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 6 日 会長達第 5 号）

(施行期日)

- 1 この通達は、平成 29 年 12 月 6 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 5 日 会長達第 3 号）

(施行期日)

- 1 この通達は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 13 日 会長達第 1 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 3 月 13 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公益財団法人全国競馬・畜産振興会役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 10 日 会長達第 1 号）

(施行期日)

- 1 この通達は、令和 2 年 3 月 10 日から施行し、改正後の公益財団法人全国競馬・畜産振興会役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給に関する規程は、同年 1 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 12 月 1 日 会長達第 5 号）

(施行期日)

- 1 この通達は、令和 2 年 12 月 1 日から施行し、改正後の公益財団法人全国競馬・畜産振興会役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給に関する規程は、同年 3 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 8 日 会長達第 1 号）

(施行期日)

- 1 この通達は、令和 6 年 3 月 8 日から施行し、改正後の公益財団法人全国競

馬・畜産振興会役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給に関する規程は、同年 3 月 8 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 7 日 会長達第 1 号）
（施行期日）

1 この通達は、令和 7 年 3 月 7 日から施行し、改正後の公益財団法人全国競馬・畜産振興会役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給に関する規程は、同年 3 月 7 日から適用する。

別表 1（月額）

役職	本俸	役員手当
会 長	905,000 円以内	425,000 円以内
常務理事	859,000 円以内	359,000 円以内

別表 2（日額）

役職	用務	謝金
非常勤理事	理事会・評議員会への出席	15,000 円(税込)
	その他の振興会の業務のための出勤	2,000 円(手取)
非常勤監事	理事会・評議員会への出席	15,000 円(税込)
	監査業務	10,000 円(手取)
	その他の振興会の業務のための出勤	2,000 円(手取)

別表 3（日額）

役職	用務	謝金
評議員	評議員会への出席	15,000 円(税込)
	その他の振興会の業務のための出勤	2,000 円(手取)

別表 4（日額）

役職	用務	謝金
非常勤理事	決議の省略により理事会又は評議員会を実施した場合等にあつて、会長が特に必要と認めた場合	10,000 円（手取）
非常勤監事		
評議員		